

# 津山市学校給食用麵に使用する津山産小麦粉選定に係る 実施要領

## 1. 目的

本要領は、津山市立小中学校で提供する学校給食用麵に使用する小麦粉について、公益財団法人岡山県学校給食会（以下「岡山県学校給食会」という。）が実施するコーディネーター事業を活用し、岡山県学校給食会へ使用を要望する津山産小麦粉を選定するにあたり、実施方法その他の必要な事項を定める。

## 2. 選定事項

- (1) 津山産小麦粉
  - ① せときらら
  - ② ふくほのか
- (2) 上記(1)の津山産小麦粉を納入する事業者

## 3. 業務概要

- (1) 業務内容 岡山県学校給食会への津山産小麦粉の納入（25kg 袋単位）
- (2) 見込数量 津山産小麦粉（せときらら）：505 袋（令和6年度年間使用予定から見込）  
津山産小麦粉（ふくほのか）：640 袋（令和6年度年間使用予定から見込）
- (3) 業務期間 令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで

## 4. スケジュール（予定）

- |              |     |                       |
|--------------|-----|-----------------------|
| 令和6年2月 5日（月） | 17時 | 選定に係る質問書の提出期限         |
| 2月 7日（水）     |     | 選定に係る質問書に対する回答の公表     |
| 2月13日（火）     | 17時 | 選定への参加の申込期限           |
| 2月15日（木）     |     | 選定への参加可否に関するメール送信及び郵送 |
| 2月22日（木）     | 17時 | 提案書の提出期限              |
| 3月 1日（金）     |     | 選定会開催                 |
| 3月 6日（水）     |     | 事業者の選定及び審査結果通知        |

※ 事業者の選定後、津山市から岡山県学校給食会へ選定事業者が納入する津山産小麦粉の使用を要望することとする。

※ 岡山県学校給食会は、供給の可否について検討及び調整し、取扱いが決定され次第、選定事業者と契約することとする。

※ 岡山県学校給食会の検討状況によっては、契約不可となる場合がある。

## 5. 参加資格

本選定への参加を希望する者は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと
- (3) 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと
- (4) 国税、岡山県税、津山市税及び申請者の属する市町村税を滞納している者ではないこと
- (5) 津山市内に契約締結権を有する本社を有する法人であること

## 6. 質問・回答

### (1) 質問書の提出

- ① 提出書類 質問書（様式第1号）
- ② 提出期限 令和6年2月5日（月）17時まで（必着）
- ③ 提出方法

電子メール、FAX又は郵送で提出することとし、このほかの方法による質問は受け付けないこととする。

- ④ 提出場所 メール kyuushoku@city.tsuyama.lg.jp  
FAX 0868-32-2157  
郵送先 〒708-8501 岡山県津山市山北520番地  
津山市教育委員会保健給食課

### (2) 質問書に対する回答の公表

- ① 回答方法 津山市のホームページにて公表  
津山市ホームページ <https://www.city.tsuyama.lg.jp/>  
トップページ⇒暮らし⇒教育・子育て・結婚支援⇒教育⇒学校給食・学校保健⇒【学校給食】津山市学校給食用麺に使用する津山産小麦粉選定について
- ② 回答日時 令和6年2月7日（水）17時頃（予定）

## 7. 参加申込・参加承認

### (1) 提出書類

本選定への参加を希望する者は、本要領及び関係法令を理解及び遵守の上で、次の書類を各1部提出すること。

- ① 参加表明書兼応募資格審査申請書（様式第2号）
  - ② 会社概要（様式第3号）
  - ③ 津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第4号）
  - ④ 申請者の国税の納税証明書の写し（受付時点で発行後3ヶ月以内のもの）
  - ⑤ 申請者の岡山県税の納税証明書の写し（受付時点で発行後3ヶ月以内のもの）
  - ⑥ 法人の津山市発行の市税等納税証明書（受付時点で発行後3ヶ月以内のもの）
  - ⑦ 登記事項証明書（現在事項証明）の写し（受付時点で発行後3ヶ月以内のもの）
- (2) 提出期限 令和6年2月13日（火）17時まで（必着）
- (3) 提出方法  
郵送（書留又は簡易書留）又は持参の方法により提出すること。なお、提出期限を過ぎて到着又は持参されたものについては受け付けないこととする。
- (4) 提出場所 〒708-8501 岡山県津山市山北520番地  
津山市教育委員会保健給食課  
TEL 0868-32-2117
- (5) 参加承認  
メール送信及び郵送にて令和6年2月15日（木）に参加の可否を送付する。

## 8. 提案書の提出

- (1) 提出書類  
本選定への参加が承認された者は、提案応募申請書（様式第5号）に次の書類を添付し提出することとする。ただし、提出に当たっては1者につき1案とする。
- ① 見積書（様式第6号）  
見積条件については、次のとおりとし、消費税及び地方消費税を除いた金額で見積もること。  
ア 品名・規格 津山産小麦粉せときらら 紙袋25kg  
津山産小麦粉ふくほのか 紙袋25kg  
イ 品質規格・包装 津山市が指定する「津山市学校給食用小麦粉品質規格規程」によるたんぱく、灰分、水分、粒度とし、包装についても規程内別表（第3条関係）のとおりとする。  
ウ 検定等 提案応募申請者で品質規格（津山市が定める項目等）について検定等を実施すること。  
エ 受渡場所 提案応募申請者が指定する場所での受渡しとする。
  - ② 津山産小麦粉納入に関する確約書（様式第7号）
  - ③ 業務体制表（様式第8号）  
岡山県学校給食会の発注を受けて（受注）から出荷準備、受け渡しまでの貴社（提案応募申請者）の体制（業務体制や受渡場所など）、業務内容、スケジュール等が具体的に分かるよう提案すること。

(参考) 基本的な流れ

(月 初) 岡山県学校給食会から発注

↓ この間に上記見積条件の小麦粉検定を受検結果を提出

(20日) 指定場所での受渡し

(2) 提出期限 令和6年2月22日(木) 17時まで(必着)

受付期間 令和6年2月16日(金) から22日(木) まで

(3) 提出方法

郵送(書留又は簡易書留)又は持参の方法により提出すること。なお、提出期限を過ぎて到着又は持参されたものについては受け付けないこととする。

(4) 提出場所 〒708-8501 岡山県津山市山北520番地

津山市教育委員会保健給食課

TEL 0868-32-2117

## 9. 審査方法

本選定の審査は、提出された書類を別表「津山市学校給食用麺に使用する津山産小麦粉選定に係る審査基準」(以下「審査基準」という。)に基づき、津山産小麦粉選定会にて審査し、岡山県学校給食会へ要望する優先交渉権者を選定する。

なお、応募が1者であった場合でも、審査を行い(配点の6割以上を獲得し、)選定会が適切な事業者と判断した場合は優先交渉者とする。

## 10. 審査結果の通知・公表

(1) 審査結果の通知

本選定の審査結果については、次のとおり審査を受けた者に対して通知する。なお、優先交渉権者として選定されなかった者がその理由の説明を求めることができる期間は、審査結果通知を受けてから7日以内とする。

① 通知方法 本選定の審査結果は書面により通知する。

② 通知時期 令和6年3月6日(水)(予定)

(2) 審査結果の公表

本選定の審査結果については、津山市公式ホームページ上で公表する。公表する内容は次のとおりとする。なお、提出された書類については、津山市情報公開条例(平成11年津山市条例第2号)第7条第3号の規定(※)に基づき開示しないこととする。

① 優先交渉権者名(優先交渉権者以外の者は仮名で公表する。)

② 評価順位及び点数

③ 見積金額(優先交渉権者のみ)

※ 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの

## 11. 契約

優先交渉権者と岡山県学校給食会において契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに契約手続を行う。なお、協議により、優先交渉権者と契約ができない場合は、得点の高い順に岡山県学校給食会との契約協議を行うこととする。

## 12. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類については、返却しないこととする。
- (2) 提出後の書類の差し替え、追加及び削除は認めないこととする。
- (3) 提出された書類は、本選定会に係る手続以外には使用しないこととする。

## 13. その他

### (1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用その他の必要経費については、全て提案応募申請者の負担とする。

### (2) 参加辞退

本選定への参加申込後又は提案書の提出後に本選定への参加を辞退する場合は、速やかに書面（任意様式）により、辞退の旨を津山市教育委員会保健給食課宛てに提出すること

### (3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 本要領等に示す提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ 審査基準で設定する最低基準点を下回った場合

### (4) 著作権等の権利

提案書等の著作権は、提案書等を作成した者に帰属することとする。ただし、選定された者が作成した提案書等の書類については、市が必要とする場合は、あらかじめ提案者に通知することにより、その全部又は一部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができることとする。

### (5) 最優秀提案者の評点が同点の場合は、別途通知する日程にて、くじ引きを行うこととする。

### (6) 参加申込者は、本選定の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(7) 業務の実施に関する事項

- ①津山産小麦粉の岡山県学校給食会への納入に関する業務は、契約者が行う。
- ②コーディネート事業に係る申請事務、津山産小麦麺の発注事務は教育委員会が行う。
- ③小麦生産者との調整に係る事務は農林部で行う。
- ④その他、定めのない業務については、岡山県学校給食会、契約者、教育委員会、農林部が協議し協力して行う。

14. 問合せ先

津山市教育委員会 保健給食課（担当者：岡野）

〒708-8501 岡山県津山市山北520番地

TEL 0868-32-2117

FAX 0868-32-2157

メール [kyuushoku@city.tsuyama.lg.jp](mailto:kyuushoku@city.tsuyama.lg.jp)